

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,115,759,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	28,485,271,000

(注) 1. 「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款第6条但書に定めております。

2. 当社は、平成23年6月21日開催の第9期定時株主総会（普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる）並びに平成23年6月29日開催予定の第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式にかかる各種類株主総会に、普通株式の発行可能種類株式総数の増加及びこれに伴う発行可能株式総数の増加を行うため、「定款一部変更の件」を付議しております。当該議案がすべての総会において承認可決されますと、平成23年6月29日を効力発生日として、発行可能株式総数は次のとおりになります。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	52,369,512,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,782,185,320	21,788,309,050	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株 (注)2. (注)8.
第十一回 第十一種 優先株式 (注)3.	914,752,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)4. (注)5. (注)7. (注)8.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)6. (注)7. (注)8.
計	22,733,627,320	22,739,751,050		

(注)1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成23年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。
3. 第十一回第十一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
4. (1) 第十一回第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

普通株式の株価の下落により、第十一回第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の取得価額は、下記に記載の下限取得価額である284円90銭であるため、以後下記 の定めにより取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5.(3)に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

取得価額の修正の基準及び頻度

) 修正の基準

取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

) 修正の頻度

1年に1度(平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日)

取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

) 取得価額の下限

284円90銭

) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

1,460,813,620株(平成23年5月31日現在における第十一回第十一種優先株式の発行済株式総数416,185,800株(自己株式498,566,200株を除く。))に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の6.70%)

当社の決定による第十一回第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- (2) 第十一回第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記の事項に関する取決めはありません。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記の事項に関する取決めはありません。

5. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

取得価額

取得価額は、284円90銭とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が284円90銭を下回る場合には、284円90銭（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

取得価額の調整

取得価額（下限取得価額を含む。）は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額を下回るときは、1,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年30円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき15円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の議決権につきましては、上記5.(5)及び6.

(4)「議決権条項」に記載のとおりであり、これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

8. 上記の各種種類の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成21年1月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,788	1,115
新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的とな る株式の数(株)	1,788,000	1,115,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日～平成41年2月16日	同左
新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額	発行価格 1,000株につき 191,910円 資本組入額 1,000株につき 95,955円	同左
新株予約権の行使の条 件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレー ト銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行 役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使 できる。	同左
新株予約権の譲渡に関 する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事 項		

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額 (ただし、1円未満の端数は切り上げる。) とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成21年9月3日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,742	2,440
新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	3,742,000	2,440,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年9月28日～平成41年9月25日	同左
新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額	発行価格 1,000株につき 169,690円 資本組入額 1,000株につき 84,845円	同左
新株予約権の行使の条 件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレ ート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行 役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使 できる。	同左
新株予約権の譲渡に関 する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事 項		

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額 (ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成22年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,808	4,665
新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	6,808,000	4,665,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成42年8月26日	同左
新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額	発行価格 1,000株につき 120,520円 資本組入額 1,000株につき 60,260円	同左
新株予約権の行使の条 件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレ ート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行 役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使 できる。	同左
新株予約権の譲渡に関 する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事 項		

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額 (ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第9期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	56,120,000	82,395,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	196,981,440	287,787,630
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	284.90	286.40
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株) (注)		526,854,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) (注)		1,662,430,660
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) (注)		323.10
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(注) 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。上記の(注)における各数値の算定は、当該端数等無償割当て実施前に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る各数値を、当該端数等無償割当て実施後のものに引き直して行っております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年4月1日～平成19年3月31日 (注)1.	431,800.00	12,852,625.49		1,540,965		385,241
平成19年4月1日～平成20年3月31日 (注)2.	475,940.83	12,376,684.66		1,540,965		385,241
平成20年4月1日～平成20年12月31日 (注)3.	246,302.00	12,130,382.66		1,540,965		385,241
平成21年1月1日～平成21年3月31日 (注)4.	12,118,252,277.34	12,130,382,660		1,540,965		385,241
平成21年4月1日～平成22年3月31日 (注)5.～(注)7.	4,315,457,030	16,445,839,690	264,600	1,805,565	264,600	649,841
平成22年4月1日～平成23年3月31日 (注)8.～(注)10.	6,287,787,630	22,733,627,320	375,810	2,181,375	375,810	1,025,651

- (注)1.平成18年7月4日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、第四回第四種優先株式150,000株及び第六回第六種優先株式150,000株が減少いたしました。また、平成18年7月7日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、普通株式131,800株が減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、431,800株減少いたしました。
- 2.平成19年5月28日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、普通株式261,040.83株が減少いたしました。また、平成19年8月16日から平成19年9月6日にかけて自己の株式214,900株を取得し、平成19年9月28日にそのすべてを消却したことにより、普通株式214,900株が減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、475,940.83株減少いたしました。
- 3.平成20年7月7日から平成20年7月24日(約定ベース)にかけて自己の株式(普通株式)283,500株を取得し、276,500株を平成20年9月26日に消却したことにより、普通株式276,500株が減少いたしました。また、平成20年7月1日から平成20年12月31日までに、第十一回第十一種優先株式31,789株の取得請求により、普通株式59,186株が増加いたしました。また、取得請求のあった第十一回第十一種優先株式のうち28,988株を平成20年9月26日に消却したことにより、第十一回第十一種優先株式は、28,988株減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、246,302株減少いたしました。なお、本注記の株式数は、平成21年1月4日を効力発生日とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当て前における株式数で記載しております。
- 4.当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、平成21年1月3日現在の株主及び端株主に対し、その所有する普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数の割当てをいたしました。その結果、発行済株式総数は、普通株式11,167,761,719.34株、第十一回第十一種優先株式913,837,248株、第十三回第十三種優先株式36,653,310株の計12,118,252,277.34株が増加いたしました。

5. 平成21年4月1日から平成22年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式412,670,000株の取得請求により、普通株式1,315,457,030株が増加いたしました。
6. 普通株式 有償一般募集2,804,400,000株
払込期日 平成21年7月23日 発行価格 184円 発行価額 176.40円 資本組入額 88.20円
払込金総額 494,696百万円
7. 普通株式 有償第三者割当195,600,000株
払込期日 平成21年8月5日 発行価格 176.40円 資本組入額 88.20円
払込金総額 34,503百万円 割当先 野村證券株式会社
8. 平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式82,395,000株の取得請求により、普通株式287,787,630株が増加いたしました。
9. 普通株式 有償一般募集5,609,000,000株
払込期日 平成22年7月21日 発行価格 130円 発行価額 125.27円 資本組入額 62.635円
払込金総額 702,639百万円
10. 普通株式 有償第三者割当391,000,000株
払込期日 平成22年7月30日 発行価格 125.27円 資本組入額 62.635円
払込金総額 48,980百万円 割当先 野村證券株式会社
11. 平成23年4月1日から平成23年5月31日までに、第十一回第十一種優先株式700,200株の取得請求により、普通株式2,457,730株が増加いたしました。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	315	404	113	15,244	772	555	757,632	775,035	
所有株式数 (単元)	88,842	62,512,019	10,147,670	28,686,769	52,860,367	46,920	63,454,490	217,797,077	2,477,620
所有株式数の 割合(%)	0.04	28.70	4.66	13.17	24.27	0.02	29.14	100.00	

(注) 1. 自己株式5,656,647株は「個人その他」に56,566単元、「単元未満株式の状況」に47株含まれております。
 なお、自己株式5,656,647株は、株主名簿上の株式数であります。平成23年3月31日現在の実保有株式数
 と同数であります。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、670単元含まれております。

第十一回第十一種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	2	1,438	4		111	1,557	
所有株式数 (単元)		13,000	4,570	3,878,700	219,620		5,031,630	9,147,520	
所有株式数の 割合(%)		0.14	0.05	42.40	2.40		55.01	100.00	

(注) 自己株式497,866,000株は「個人その他」に4,978,660単元含まれております。なお、自己株式497,866,000株
 は、株主名簿上の株式数であります。平成23年3月31日現在の実保有株式数と同数であります。

第十三回第十三種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				45	2		2	49	
所有株式数 (単元)				256,200	110,000		700	366,900	
所有株式数の 割合(%)				69.83	29.98		0.19	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,236,571,300	5.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	910,246,900	4.00
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	459,269,367	2.02
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	329,168,100	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	324,607,200	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	272,717,000	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	231,594,971	1.01
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	209,950,000	0.92
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	185,953,565	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	175,818,100	0.77
計	-	4,335,896,503	19.07

(注) 当社は、自己株式として普通株式5,656,647株及び第十一回第十一種優先株式497,866,000株の計503,522,647株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.21%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,365,713	5.67
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,102,469	4.18
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香 港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	4,592,693	2.10
パークレイズ・キャピタ ル証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	3,291,681	1.51
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,246,072	1.49
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,727,170	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代 理人 香港上海銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,315,949	1.06
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,099,500	0.96
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT(常任 代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,859,535	0.85
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,758,181	0.80
計	-	43,358,963	19.91

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 951,442,000		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	914,752,000		
第十三回第十三種優先株式	36,690,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,656,600		普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載されております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,774,051,100	217,740,511	同上
単元未満株式	普通株式 2,477,620		
発行済株式総数	22,733,627,320		
総株主の議決権		217,740,511	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が67,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数670個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	5,656,600		5,656,600	0.02
計		5,656,600		5,656,600	0.02

(注) 1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 上記のほか、相互保有株式として、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1,000株(議決権の数10個)あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成20年6月26日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成21年1月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成21年9月3日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成22年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 12名 子会社の執行役員 71名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第192条の規定による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	21,340	3
当期間における取得自己株式	630	0

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取によるものは含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間		
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式					
その他	(単元未満株式の買増請求による売渡)	1,786	0	270	0
	(新株予約権の権利行使)	3,760,000	1,989	452,000	239
保有自己株式数	5,656,647		5,205,007		

(注) 1. 当期間におけるその他の株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数、単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第166条の規定に基づく第十一回第十一種優先株式の取得請求による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	82,395,000	
当期間における取得自己株式	700,200	

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求によるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	497,866,000		498,566,200	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、自己資本をめぐるグローバルな議論や経済・市場動向の不確実性等を考慮し、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行っております。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式年間配当金につきましては、1株につき6円とさせていただきます。また、各種優先株式の年間配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきます。

また、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、株主の皆様への利益還元をより適時に行うため、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針といたしました。

これらの剰余金の配当について、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

当事業年度の剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年6月21日 第9期定時株主総会	普通株式	130,659	6
	第十一回第十一種優先株式	8,337	20
	第十三回第十三種優先株式	1,100	30
	合計	140,097	-

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	1,030	911	606	274	192
最低(円)	733	360	166	146	110

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。上記の月間最高・最低株価は、当該端数等無償割当てを勘案したものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	130	139	158	175	177	173
最低(円)	110	114	132	153	155	117

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

(平成23年6月22日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		塚本 隆史	昭和25年8月2日生	平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員人事部長 平成15年3月 当社常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長兼人材開発室長 平成16年2月 常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長 平成16年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員 平成18年3月 常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員 平成19年4月 取締役副頭取 平成20年4月 当社副社長執行役員財務・主計グループ長 平成20年4月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長(平成21年4月まで) 平成20年6月 当社取締役副社長財務・主計グループ長 平成21年4月 取締役社長人事グループ長 平成22年4月 取締役社長 平成23年6月 株式会社みずほ銀行取締役頭取(現職) 平成23年6月 当社取締役会長(現職)	平成22年6月から2年	普通株式 113,940
取締役社長 (代表取締役)		佐藤 康博	昭和27年4月15日生	平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー 平成16年4月 常務執行役員営業担当役員 平成18年3月 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 平成19年4月 取締役副頭取内部監査統括役員 平成21年4月 取締役頭取(現職) 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 株式会社みずほ銀行取締役(現職) 平成23年6月 当社取締役社長(現職)	平成23年6月から2年	普通株式 23,280
取締役副社長 (代表取締役)	人事グループ長	西澤 順一	昭和31年6月12日生	平成18年3月 株式会社みずほ銀行人事部長 平成20年4月 執行役員名古屋中央支店名古屋中央法人部長 平成22年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 平成23年4月 常務取締役リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 平成23年6月 常務執行役員人事グループ統括役員(現職) 平成23年6月 株式会社みずほ銀行常務執行役員人事グループ担当(現職) 平成23年6月 当社取締役副社長人事グループ長(現職)	平成23年6月から2年	普通株式 176,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役副社長	内部監査部門 長	土屋 光章	昭和29年5月1日生	平成16年4月 株式会社みずほコーポレート 銀行執行役員秘書室長 平成18年3月 常務執行役員営業担当役員 平成20年4月 みずほ信託銀行株式会社副社 長執行役員 平成20年6月 取締役副社長 平成23年4月 取締役(平成23年6月まで) 月 平成23年4月 当社副社長執行役員内部監査 部門長 平成23年6月 取締役副社長内部監査部門長 (現職)	平成23年 6月から 2年	普通株式 11,850
常務取締役	リスク管理グ ループ長兼コ ンプライアン ス統括グルー プ長	河野 雅明	昭和32年2月24日生	平成18年3月 株式会社みずほコーポレート 銀行執行役員営業第八部長 平成20年4月 常務執行役員営業担当役員 平成23年4月 当社常務執行役員リスク管理 グループ長兼人事グループ長 兼コンプライアンス統括グ ループ長 平成23年6月 常務取締役リスク管理グルー プ長兼コンプライアンス統括 グループ長(現職)	平成23年 6月から 2年	普通株式 233,100
常務取締役	財務・主計グ ループ長兼 IT・システ ム・事務グ ループ担当	中野 武夫	昭和31年6月28日生	平成16年4月 株式会社みずほコーポレート 銀行財務・主計グループ統括 役員付シニアコーポレートオ フィサー 平成19年4月 株式会社みずほ銀行執行役員 小舟町支店長 平成21年4月 当社常務執行役員リスク管理 グループ長兼コンプライアン ス統括グループ長兼財務・主 計グループ担当 平成22年4月 常務執行役員財務・主計グ ループ長 平成22年4月 株式会社みずほフィナンシャ ルストラテジー取締役社長 (現職) 平成22年6月 当社常務取締役財務・主計グ ループ長 平成23年4月 常務取締役財務・主計グルー プ長兼IT・システム・事務 グループ担当(現職)	平成22年 6月から 2年	普通株式 130,200
取締役		野見山 昭彦	昭和9年6月15日生	昭和32年4月 日本鉱業株式会社入社 昭和59年6月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成4年12月 株式会社日鉱共石常務取締役 平成5年12月 株式会社ジャパンエナジー常 務取締役 平成6年6月 専務取締役 平成8年6月 代表取締役 社長 平成12年6月 代表取締役 取締役会長兼社長 平成14年4月 代表取締役 取締役会長 平成14年9月 新日鉱ホールディングス株式 会社代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役 取締役会長 平成18年6月 相談役(平成22年6月まで) 平成19年6月 当社取締役(現職) 平成22年7月 JXホールディングス株式会 社名誉顧問(現職)	平成23年 6月から 2年	普通株式 15,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		大橋 光夫	昭和11年 1月18日生	昭和34年 3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工株式会社入社 昭和63年 5月 総合企画部長 平成元年 3月 取締役総合企画部長 平成 5年 3月 常務取締役 平成 7年 3月 専務取締役 平成 9年 3月 代表取締役社長 平成17年 1月 代表取締役会長 平成17年 6月 当社取締役(現職) 平成19年 3月 昭和電工株式会社取締役会長 平成22年 3月 相談役(現職)	平成23年 6月から 2年	
取締役		安樂 兼光	昭和16年 4月21日生	昭和39年 4月 日産自動車株式会社入社 平成 5年 6月 取締役 平成 9年 6月 常務取締役 平成11年 5月 代表取締役副社長 平成12年 4月 取締役副会長 平成12年 6月 副会長 平成14年 4月 日産不動産株式会社代表取締 役社長 平成17年 6月 相談役 平成18年 7月 日産ネットワークホールディ ングス株式会社相談役(平成 19年 6月まで) 平成19年 6月 当社取締役(現職)	平成23年 6月から 2年	普通株式 7,000
常勤監査役 (常勤)		繁治 義信	昭和31年 4月30日生	平成18年 3月 株式会社みずほ銀行執行役員 名古屋中央支店長 平成19年 7月 執行役員名古屋中央支店名古 屋中央法人部長 平成20年 4月 執行役員法人業務部長 平成22年 1月 執行役員法人業務部長兼法人 業務部企業金融サポート室長 平成22年 4月 常務執行役員 平成23年 4月 理事 平成23年 6月 当社常勤監査役(現職) 平成23年 6月 みずほ証券株式会社監査役 (現職)	平成23年 6月から 4年	普通株式 183,600
常勤監査役 (常勤)		伊豫田 敏也	昭和29年 3月31日生	平成17年 4月 みずほ証券株式会社常務執行 役員アドバイザー第1グ ループ長 平成17年 6月 常務執行役員アドバイザー 第1グループ長兼アドバイ ザリー第2グループ長 平成17年 7月 常務執行役員アドバイザー グループ長 平成20年 4月 常務執行役員投資銀行第1グ ループ長 平成20年 6月 常務執行役員グローバル投資 銀行部門長兼投資銀行グル ープ長 平成21年 5月 常務執行役員グローバル投資 銀行部門副部門長兼投資銀行 グループ共同グループ長兼投 資銀行業務管理部担当 平成22年 4月 常務執行役員投資銀行グル ープ長 平成23年 4月 理事 平成23年 6月 当社常勤監査役(現職)	平成23年 6月から 4年	普通株式 10,310

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		関 正弘	昭和9年9月11日生	昭和34年4月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計士事務所(東京)入所 昭和62年6月 東京事務所総代表 平成2年2月 監査法人トーマツ国際担当専務代表社員 平成9年6月 日本公認会計士協会主任研究員 平成12年10月 国際大学大学院客員教授 平成13年4月 大学院教授(平成16年3月まで) 平成14年6月 NPO法人国際会計教育協会会長(平成18年6月まで) 平成16年4月 関公認会計士事務所開業 平成18年6月 NPO法人国際会計教育協会最高顧問(現職) 平成18年6月 当社監査役(現職)	平成22年6月から4年	普通株式 1,000
監査役 (非常勤)		石坂 匡身	昭和14年12月5日生	昭和38年4月 大蔵省入省 平成5年6月 理財局長 平成6年7月 環境庁企画調整局長 平成7年7月 事務次官 平成8年7月 自動車保険料率算定会副理事長 平成10年7月 石油公団副総裁 平成16年3月 顧問 平成16年7月 社団法人日本損害保険協会副会長 平成19年9月 財団法人大蔵財務協会(現一般財団法人大蔵財務協会)理事長(現職) 平成20年6月 当社監査役(現職)	平成20年6月から4年	普通株式 41,900
監査役 (非常勤)		今井 功	昭和14年12月26日生	昭和39年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成14年2月 仙台高等裁判所長官 平成14年11月 東京高等裁判所長官 平成16年12月 最高裁判所判事 平成21年12月 退官 平成22年4月 第一東京弁護士会入会 平成22年4月 TMI総合法律事務所顧問(現職) 平成23年6月 株式会社みずほコーポレート銀行監査役(現職) 平成23年6月 当社監査役(現職)	平成23年6月から4年	
計						普通株式 948,180

- (注) 1. 取締役のうち、野見山 昭彦、大橋 光夫及び安樂 兼光の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、関 正弘、石坂 匡身及び今井 功の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役である野見山 昭彦、大橋 光夫及び安樂 兼光の3氏並びに社外監査役である関 正弘、石坂 匡身及び今井 功の3氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の規定する独立役員であります。

4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長	佐藤 康博	業務執行統括
副社長執行役員	西澤 順一	業務執行統括補佐、人事グループ長
副社長執行役員	土屋 光章	業務執行統括補佐、内部監査部門長
常務執行役員	河野 雅明	リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長
常務執行役員	中野 武夫	財務・主計グループ長兼IT・システム・事務グループ担当
常務執行役員	安部 大作	企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長
常務執行役員	森脇 朗	アセットマネジメント企画室担当役員
執行役員	小池 正兼	財務企画部長
執行役員	津原 周作	秘書室長
執行役員	飯盛 徹夫	経営企画部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

また、当社グループは、「みずほの企業行動規範」を制定し、以下の基本方針を定めております。

・社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得るための基盤と考えます。

・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

・人権の尊重

お客さま、役員及び社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信託を確保していく上でふさわしい体制であると考えることから、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

(取締役及び取締役会)

当社の取締役会は、9名により構成し、当社並びにグループの経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。なお、社外取締役3名が業務執行から独立した立場で取締役会に加わることにより、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図っております。

さらに、取締役人事及び報酬に対する透明性・客観性を確保する観点から、指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、その構成員については、社外取締役3名・社内取締役3名の6名体制から、社外取締役3名・社内取締役1名（当社取締役社長）の4名体制に変更し、独立性の強化を図っております。

なお、社外取締役には、それぞれの豊富なビジネス経験及び、経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただくと判断し、就任いただいております。社外取締役は、取締役会等において社外の立場から発言しております。

(監査役)

当社は監査役制度を採用しております。監査役5名のうち3名は社外監査役であり、社外監査役のうち1名は、財務・会計の専門家である公認会計士に就任いただいております。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

なお、社外監査役には、それぞれの職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただくと判断し、就任いただいております。社外監査役は、取締役会、監査役会等において専門的見地から発言しております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しております。また、当社社長を「グループCEO(最高経営責任者)」と明確に位置付け、グループガバナンスの強化を図っております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、各役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

<経営政策委員会>

ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの基本方針や、その運営に関する審議・調整及びポートフォリオモニタリング等を行っております。

A L M・マーケットリスク委員会

A L Mに係る基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理に関する審議・調整及び実績管理等を行っております。

コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議・調整等を行っております。

情報管理委員会

情報管理に関する各種施策の推進状況や情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、情報管理に関する各種規程類等についての審議・調整等を行っております。

ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議・調整等を行っております。

C S R委員会

C S Rに関する各種施策の取り組み状況や要対応事項、取り組み方針、開示報告書に関する審議・調整等を行っております。

金融円滑化管理委員会

金融円滑化管理に係る基本方針や、金融円滑化管理に関する各種施策の推進状況に関する事項の審議・調整等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の5つの委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

社会貢献委員会

社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

環境問題委員会

地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

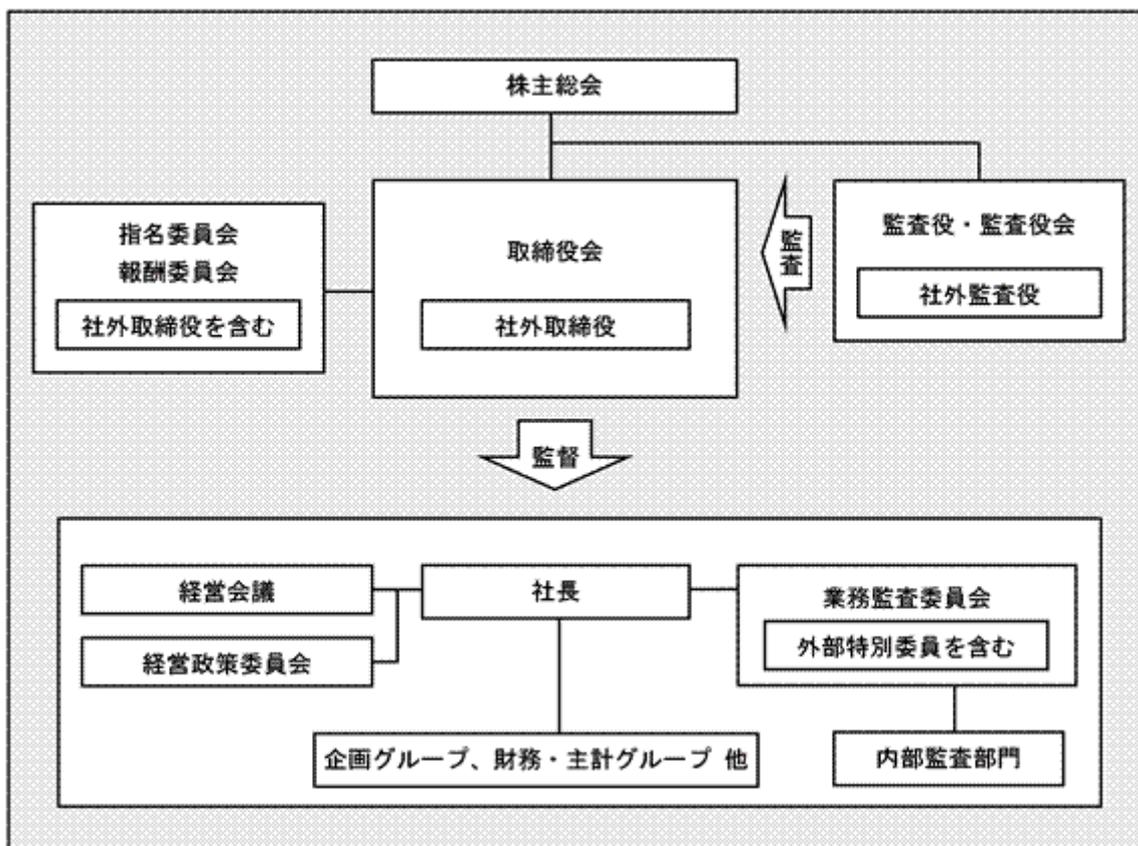
(内部監査部門等)

当社は、社長傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>



取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、将来の機動的な資本政策の実施に備えるものであります。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に行うこと等により、各種管理の状況を監督しております。

また、社外監査役を含む各監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告等を踏まえ、必要があると認める場合は意見を述べる等により、取締役の職務執行を監査しております。

当社グループでは、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が業務運営部門ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当社グループでは、情報管理の重要性を踏まえ、関連規程の整備を行い、情報管理委員会及び担当組織の設置といったグループ経営管理体制を構築するとともに、研修等を通じて情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

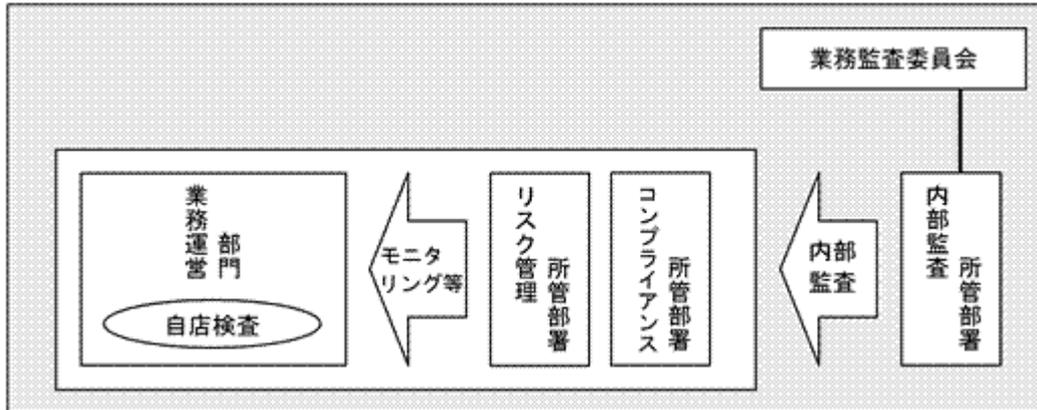
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

また、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

<みずほフィナンシャルグループの内部統制の仕組み>



(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等のコンプライアンス関連規程において、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定めております。
- ・具体的には、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、定期的な実施状況をフォローアップしております。また、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、上記計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

- ・当社の取締役会において、上記の「コンプライアンスの基本方針」等に基づく体制を、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として決議しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、「情報セキュリティポリシー」等の情報管理関連規程において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて保存・管理等を行っております。
 - ・具体的には、取締役会・経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「情報セキュリティポリシー」等に基づく体制を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として決議しております。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「総合リスク管理の基本方針」をはじめとする各種リスク管理の基本方針等のリスク管理関連規程において、損失の危険の管理に関する体制を定めております。
 - ・具体的には、各種リスクの定義、リスク管理を行うための体制の整備と人材の育成等を定め、リスクを定性・定量的に把握するとともに、経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行っております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「総合リスク管理の基本方針」等に基づく体制を、損失の危険の管理に関する規程その他の体制として決議しております。
 - ・なお、東日本大震災については、その対応実績を踏まえ、また、みずほ銀行で発生したシステム障害については、その原因分析や再発防止策等を踏まえ、今後、必要に応じ損失の危険の管理に関する体制の見直しを検討致します。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等の規程において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当社全体として取締役の職務執行の効率性を確保しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として決議しております。
 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、「グループ経営管理規程」等において、企業集団の業務の適正を確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、当社が「グループ経営管理規程」に基づき、主要グループ会社に対する直接経営管理を実施するとともに、主要グループ会社以外の子会社・関連会社については、当社が定めた基準に従い、主要グループ会社が経営管理を行っております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「グループ経営管理規程」等に基づく体制を、当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として決議しております。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当社は、「組織規程」において、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を定めております。
 - ・具体的には、監査役職務の補助に関する事項及び監査役会事務局に関する事項を所管する監査役室を設置し、監査役の指示に従う監査役室長がその業務を統括しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「組織規程」に規定する事項を、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として決議しております。
 7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は、「取締役会規程」の付則において、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項を定めております。

- ・具体的には、監査役職務の補助使用人に係る人事及び組織変更については、事前に監査役会が指名した監査役と協議することとしております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」の付則に規定する事項を、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項として決議しております。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」等において、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を定めております。
 - ・具体的には、取締役会、経営会議等への監査役の出席について規定するとともに、社長宛稟議の監査役への回覧、コンプライアンス・ホットラインの通報内容の報告、内部監査結果の報告等の体制を整備しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制として決議しております。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、「内部監査の基本方針」等において、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、内部監査部門、監査役及び会計監査人が、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連係しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「内部監査の基本方針」等に基づく体制を、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として決議しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、内部監査のための組織として、監査業務部(専任スタッフ13名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針及び内部監査規程に基づき当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。

当社及び主要グループ会社の内部監査の結果については、担当役員である内部監査部門長が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を聴取するとともに、重要書類の閲覧、監査業務部や子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施することにより、業務及び財産の状況調査を行い、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当社では、監査業務部、監査役及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連係強化に努めております。

また、会計監査人は、会計監査の観点から、コンプライアンス所管部署・リスク所管部署等と必要に応じ意見交換しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松重忠之、三浦昇、久保暢子、西田裕志の計4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士34名、会計士補等1名、その他28名であります。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要
当社と、社外取締役及び社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

社外取締役・社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役及び社外監査役と締結しております。

種類株式の議決権

第十一種、第十二種及び第十三種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。」と定款に規定されております。これらの種類の株式は、剰余金の配当

及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。（なお、当社が発行している優先株式は、第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式であり、第十二種の優先株式は発行しておりません。）

役員の報酬等の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				
			(a)基本報酬	(b)ストック オプション 報酬	(c)役員賞与	(d)役員退職 慰労金	(e)その他
取締役(除く社外取締役)	7	249	188	59	-	-	1
監査役(除く社外監査役)	3	46	45	-	-	-	0
社外役員	6	58	57	-	-	-	0

- (注) 1. 基本報酬には、固定的な報酬として支給する月額報酬の合計額を記載しております。
 2. ストックオプション報酬には、当事業年度に付与された株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関する報酬額を記載しております。なお、当社は平成20年6月に役員退職慰労金制度を廃止しております。
 3. 表中の(a)~(d)以外の報酬等につきましては、(e)その他に記載しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者がおりませんので、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

当社グループは、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、良質で安定的な収益の確保と、企業価値の更なる向上に努めてまいりました。また、当社グループは、お客さま第一主義を実践し、グローバルな総合金融グループとして、常に最高のサービスを提供することにより、「最も信頼される金融機関」を目指しております。

当社の役員報酬につきましては、当社の中長期的な業績、同業を含む他社の事例に加え、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、当社グループが上記を実現していくために役員が果たすべき役割・責任に応じて、適切な水準にすることを基本方針としております。

さらに、報酬制度の設計にあたっては、過度なリスクテイクを抑制することを旨とし、役員報酬体系と当社グループが目指すべき姿との整合性を高めております。

これらの方針は、当社の取締役会の決議及び監査役の協議によって定めております。

なお、上記の方針に基づき、当社の取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会において決議しております。当社の監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、監査役としての活動状況等を基準として監査役の協議により決定しております。

また、当社の報酬委員会は、社長が委員長を務め、社外取締役3名を含む4名により構成されております。同委員会は、当社並びに株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行等における取締役・執行役員の報酬の決定方針、報酬体系等について審議し、当社取締役会に報告するとともに、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行等に対して審議結果を通知しております。各社は、当社の報酬委員会の審議結果も踏まえ、取締役・執行役員に対する報酬の決定方針、報酬体系等を決定しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

当社の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は2銘柄、その貸借対照表計上額は51,272百万円であります。

また、連結子会社の中で当事業年度における投資株式計上額が最も大きい会社（以下「最大保有会社」という）である株式会社みずほコーポレート銀行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は1,150銘柄、その貸借対照表計上額は2,083,959百万円であります。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額又は期末時 価及び保有目的

（前事業年度）

株式会社みずほコーポレート銀行が純投資目的以外の目的で保有する投資株式（みなし保有株式および非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キャノン株式会社	21,919,736	88,774	発行会社の要請に え、かつ発行会社との 取引関係の強化を図る もの。
東海旅客鉄道株式会社	97,833	66,993	
新日本製鐵株式会社	182,600,785	63,362	
東日本旅客鉄道株式会社	10,006,600	61,940	
東京電力株式会社	23,791,133	58,335	
ジェイ エフ イー ホールディン グス株式会社	14,351,201	50,918	
シャープ株式会社	41,910,469	45,430	
株式会社クボタ	40,851,600	33,539	
三井物産株式会社	20,083,318	30,305	
関西電力株式会社	12,977,966	27,552	

(当事業年度)

株式会社みずほコーポレート銀行が純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち、当事業年度の貸借対照表計上額及び期末時価の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	97,833	66,424	発行会社の要請に え、かつ発行会社との 取引関係の強化を図る もの。
第一生命保険株式会社	450,000	61,171	
東日本旅客鉄道株式会社	10,006,600	50,313	
新日本製鐵株式会社	182,600,785	49,484	
キヤノン株式会社	12,419,736	45,903	
JXホールディングス株式会社	65,451,258	36,456	
Bank of America Corporation	31,254,545	34,642	
ジェイ エフ イー ホールディ ングス株式会社	14,351,201	34,600	
シャープ株式会社	41,910,469	33,235	
株式会社クボタ	40,851,600	32,558	
三井物産株式会社	20,083,318	28,980	
関西電力株式会社	12,977,966	26,241	
旭硝子株式会社	24,272,208	25,752	
イオン株式会社	23,914,506	22,957	
Shinhan Financial Group	5,955,000	22,353	
株式会社東芝	50,900,298	22,243	
中部電力株式会社	10,564,097	21,445	
西日本旅客鉄道株式会社	64,500	20,765	
NKSJホールディングス株式会社	34,052,472	19,273	
電源開発株式会社	7,465,680	18,880	
株式会社電通	7,930,216	18,580	
丸紅株式会社	30,000,000	17,640	
九州電力株式会社	9,669,678	17,250	
株式会社ブリヂストン	10,000,000	17,250	
伊藤忠商事株式会社	20,703,000	17,183	
株式会社村田製作所	3,000,458	17,084	
富士通株式会社	32,441,530	15,863	
大日本印刷株式会社	15,242,200	15,303	
第一三共株式会社	8,591,876	14,064	
テルモ株式会社	2,117,000	9,213	

みなし保有株式

銘柄	株式数	期末時価 (百万円)	保有目的
キヤノン株式会社	7,704,000	27,888	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指 図する権限のあるもの。
第一三共株式会社	8,497,706	13,647	
テルモ株式会社	2,988,810	11,401	
株式会社村田製作所	1,180,000	7,068	
大日本印刷株式会社	6,658,000	6,744	
新日本製鐵株式会社	22,350,000	5,945	
シャープ株式会社	4,770,000	3,935	
富士通株式会社	212,500	99	

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益
当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。

ニ 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。

ホ 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	3,141	37	2,938	19
連結子会社	889	426	888	534
計	4,030	464	3,826	554

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬、税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬、税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が、当社の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準に係る助言業務等であります。

当連結会計年度

当社が、当社の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準に係る助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。